

災害対策特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	風間 昶（公明）	小泉 昭男（自民）	芝 博一（民主）
理事	岩城 光英（自民）	田村 公平（自民）	那谷屋 正義（民主）
理事	大仁田 厚（自民）	西島 英利（自民）	水岡 俊一（民主）
理事	小林 元（民主）	野村 哲郎（自民）	森 ゆうこ（民主）
理事	高橋 千秋（民主）	松村 祥史（自民）	山本 香苗（公明）
	岩永 浩美（自民）	三浦 一水（自民）	仁比 聡平（共産）
	小池 正勝（自民）	足立 信也（民主）	(17. 1. 21 現在)

（1）審議概観

第162回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出（災害対策特別委員長）1件であり、可決した。

また、本特別委員会付託の請願3種類20件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地震財特法）の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成22年3月31日まで5年間延長する等の措置を講じようとするものであり、委員会においては、提出者衆議院災害対策特別委員長から趣旨説明を聴取し、討論の後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月11日、災害対策の基本施策について村田内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）から所信を、平成17年度防災関係予算について林田内閣府副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月25日、福岡県西方沖を震源とする地震について、村田防災担当大臣から報告を聴取した後、質疑を行い、大規模災害発生時における自衛隊、消防、警察の初動体制の重要性、首都圏における災害に強い自動車専用道路整備の必要性、福岡県西方沖地震発生後の政府の対応と余震活動の見通し、防災意識の高揚に対する防災担当大臣の認識、最近の地震発生状況を踏まえた地震財特法対象地域拡大の必要性、校舎の耐震化推進の在り方と財政措置、行政における災害ボランティアの受入れ・協働体制の整備の必要性、市町村合併に伴う地域消防団のスリム化・弱体化に対する問題意識と対応、地震発生の確率が低いと思われる地域における防災対策の進め方、中央防災会議

専門調査会の首都直下地震被害想定と防災対策見直しの有無、福岡県西方沖地震におけるもれの無い被害の実態把握と対策の必要性、玄界島島民の漁業再開とコミュニティを重視した応急仮設住宅建設の必要性などの諸問題が取り上げられた。

4月25日、福岡県西方沖を震源とする地震による被害状況及び復旧状況等の実情調査のため、福岡県に委員派遣を行った。

5月13日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した後、質疑を行い、JR西日本福知山線列車脱線事故被害者等に対するメンタルケアの取組体制、被災者・被害者に対するメンタルケアに関する調査・研究の必要性、福岡県玄界島小中学校の早期復旧・再開と被災家屋の早期再建への対応、東海と東南海・南海地震の同時発生に備えた広域支援体制等整備の必要性、スマトラ沖地震津波被害を教訓とする今後の我が国の津波対策、土石流が頻発する三重県いなべ市藤原町の砂防ダム整備の計画と進め方、玄界島の仮設住宅設置費用限度額引上げ要求に関する国の対応及び地盤調査への支援策、住宅等耐震化の現状・推進策と校舎の病院並み耐震性の確保の必要性、福岡県西方沖地震による志摩町・前原市の被災家屋認定状況と認定権限の所在、志摩町・前原市の被災家屋に対する被害認定基準運用指針の弾力的運用の余地などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成17年1月21日（金）（第1回）

- ・特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成17年3月11日（金）（第2回）

- ・災害対策の基本施策に関する件について村田内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。
- ・平成17年度防災関係予算に関する件について林田内閣府副大臣から説明を聴いた。

○平成17年3月25日（金）（第3回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・福岡県西方沖を震源とする地震について村田内閣府特命担当大臣から報告を聴いた。
- ・大規模災害発生時の初動体制に関する件、地域防災力の充実強化に関する件、災害ボランティア活動に関する件、福岡県西方沖を震源とする地震の復旧対策に関する件、地震防災対策の在り方に関する件、被災者の住宅再建支援策に関する件、三宅島噴火災害対策に関する件、首都直下地震対策に関する件等について村田内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小泉昭男君（自民）、松村祥史君（自民）、小林元君（民主）、高橋千秋君（民主）、谷合正明君（公明）、仁比聡平君（共産）

- ・地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第6号）（衆議院提出）について提出者衆議

院災害対策特別委員長西村真悟君から趣旨説明を聴き、討論の後、可決した。

(衆第6号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成17年4月20日(水)(第4回)

- ・福岡県西方沖を震源とする地震による被害状況及び復旧状況等の実情調査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成17年5月13日(金)(第5回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・派遣委員から報告を聴いた。
- ・福岡県西方沖を震源とする地震の復旧対策に関する件、事故災害時の心のケア対策に関する件、東南海・南海地震対策の充実に関する件、学校施設等の耐震化の促進に関する件、災害ボランティア活動に関する件、被災家屋の被害認定の在り方に関する件等について村田内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 西島英利君(自民)、高橋千秋君(民主)、山本香苗君(公明)、仁比聡平君(共産)

(3) 議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第6号)

【要旨】

本法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成22年3月31日まで5年間延長する等の措置を講じようとするものである。

【附帯決議】

わが国では、昭和53年に成立した大規模地震対策特別措置法をはじめ、地震防災対策に係る法制度の整備に努めてきたところである。政府は、本法の施行に当たり、これまでの四半世紀を超える地震防災対策関係法律の施行状況を踏まえ、地震防災対策のより一層の推進を図るため、特に次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、地震防災対策の円滑かつ速やかな実施を図ることは、現下の緊急かつ最重要課題であり、建物の耐震化、津波対策等必要な施策の実施に万全を期すること。
- 二、地震防災対策の実施に当たっては、住民の防災意識の向上が重要であることにかんがみ、ハザードマップの整備、防災教育の普及等に努めること。

三、わが国は、全国どこでも地震が発生し得る地震国であることから、地震防災対策強化地域以外の地域を含めた地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備促進については、今後1年以内に検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

四、地震防災対策の推進に当たっては、関係省庁等の連携に十分配慮しつつ、政府一体となった対策の実施に努めるとともに、具体的な数値目標の設定とその達成状況の把握・評価・公表が適切になされるように努め、必要に応じて対策の見直しを行うこと。

右決議する。